

令和6年度インドネシア・ゴロンタロ州との農業・水産業分野の交流事業仕様書

1 件名

令和6年度インドネシア・ゴロンタロ州との農業・水産業分野の交流事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 事業目的

令和5年度にゴロンタロ州において実施した現地調査等を踏まえて策定したロードマップに基づき、専門家の派遣や、現地でのワークショップの開催、現地関係者の招へい等を行い、本県が有する生産・加工・流通技術等の指導・助言・技術移転や、県内企業が有する技術・製品等の導入等につなげる。

4 委託内容

農業（稲作・果樹）及び水産業の各分野における支援の方向性^{*}に沿って、以下の業務を行う。

- (1) 専門家の派遣
- (2) ワークショップの開催
- (3) 現地関係者による県内視察（研修受入れを含む）
- (4) 県内企業等とのマッチング
- (5) その他、本事業の実施にあたり必要となる一切の業務

なお、本仕様に記載の無い事項については、予算の範囲内であれば独自提案として提案すること。

※農業（稲作・果樹）及び水産業の各分野における支援の方向性は、以下の通り。

(1) 農業（稲作）

- ①栽培技術の向上
 - ア. 栽培マニュアルの作成
 - イ. 防除指針の作成
 - ウ. 新たな栽培技術の実証
- ②流通方法の改善
 - ア. 新たな域内流通の実証
 - イ. 新規流通チャネルの開拓
 - ウ. 都市部へのアプローチ

- ③普及・指導体制の強化
 - ア. 普及・指導計画の作成

(2) 農業（果樹）

- ①栽培技術の向上
 - ア. 栽培マニュアルの作成
 - イ. 防除指針の作成
- ②流通方法の改善
 - ア. 新たな域内流通の実証
 - イ. 新規流通チャネル（産直市を含む）の開拓
 - ウ. 都市部へのアプローチ

- エ. 加工技術の向上
 - ③政策としての位置づけ強化
 - ア. 柑橘類の成長産業化に係る計画作成
- (3) 水産業

- ①漁船上での漁獲／漁獲物処理技術の向上
 - ア. 漁獲方法改善（漁獲時間の短縮等）
 - イ. 船上処理の改善
 - ウ. 氷の積み込み量改善
 - エ. 漁船設備の改善
- ②港・市場・加工場における取り扱い技術の向上
 - ア. 港の衛生管理向上
 - イ. 加工場の衛生管理向上
 - ウ. 氷の生産量拡大
- ③漁獲統計情報の整備
 - ア. 水揚げ統計情報の収集体制の整備

5 業務実施体制

業務の実施にあたっては、愛媛県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 受託者は、本業務委託を指揮する総括責任者を配置すること。
- (2) 総括責任者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 総括責任者は、申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 総括責任者は、愛媛県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (5) 総括責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 総括責任者は、経費、事業内容等、愛媛県から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括責任者を変更しないこと。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに総括責任者の氏名等を愛媛県に通知すること。

6 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託者は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

7 その他

- (1) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。

- (2) 本事業の実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 事業の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら事業を遂行すること。事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (4) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。